

① 件名
石巻市総合交通戦略（案）について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 復興事業の進展に伴う住居形態や居住地域の変化、JR仙石線・石巻線の全線復旧、新駅開業、新石巻市立病院建設を中心とした石巻駅周辺の整備等、公共交通を取り巻く環境は大幅に変化しており、地域住民の移動手段確保や利便性向上を図る必要がある。</p> <p>また、国においても、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となり、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進めるため、平成26年11月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正している。</p>
<p>【目的】 平成19年に策定した石巻市総合交通計画を見直すとともに、バス路線を中心とした公共交通網の再編及び関係施策を推進するため「石巻市総合交通戦略」を策定する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 （1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 （2）都市・地域総合交通戦略要綱</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 5 生活環境の整備 （3）公共交通の復旧</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<ul style="list-style-type: none">・地域公共交通会議 5回（平成26年8月27日～平成27年12月25日）・総合交通戦略庁内検討委員会 5回（平成26年8月21日～平成27年12月2日）

⑤ 主な内容	
1	<p>計画の基本理念 元気な「まち」・「ひと」を支える地域公共交通 ～交通の視点から復興を支援し、コンパクト+ネットワークを実現～</p>
2	<p>計画の基本方針</p> <p>(1) 各地域に安心して住み続けられるために、日常生活等を支える「使える」交通手段を確保する</p> <p>(2) 復興まちづくりと連動した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」形成に貢献する</p> <p>(3) 地域内外の交流・観光利用を促進し、地域と住民を元気にする</p> <p>(4) 多様な主体の連携と協働により、将来に渡り継続できる地域公共交通を確保する</p>
3	<p>計画期間</p> <p>平成28年度から平成37年度までの10年間。 前期（平成28年度～平成32年度）、後期（平成33年度～平成37年度）</p>
4	<p>国の制度上の位置づけ</p> <p>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通網形成計画」</p> <p>(2) 都市・地域総合交通戦略要綱に基づく「都市・地域総合交通戦略」</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>公共交通を取り巻く課題解決と基本理念・方針の実現に向け、復興まちづくりとも連動した具体性を持った計画が策定され、関係者間で共通認識を持ち、総合的かつ計画的な施策の推進が可能となる。</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
(1)	<p>地域公共交通網形成計画 宮城県内で策定済み市町村はなし</p>
(2)	<p>都市・地域総合交通戦略 宮城県内では仙台市のみ策定（平成22年11月）</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成28年1月～2月	パブリックコメント
平成28年3月	地域公共交通会議へ説明
平成28年3月	関係省庁・県へ報告
⑨ その他	

